

平成 28 年度 第 2 回神奈川県いじめ問題対策連絡協議会（議事録）

日時： 平成 29 年 1 月 19 日(木) 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

会場： 神奈川県総合医療会館 2 階会議室 A

1 開会

2 あいさつ

- ・ 前回の協議会では、ネットいじめのトラブルについて事例を紹介し、SNS をめぐる子どものトラブル等への今後の対応について意見交換を行った。
- ・ いじめ防止対策は、関係機関・団体の皆様と一緒に取り組んでいくことが大事であると思っている。

3 報告「神奈川県いじめ防止基本方針」に基づく取組みについて

(1) 本県のいじめに関する状況

- ・ 神奈川県はいじめに関する状況を事務局より説明。
- ・ いじめの認知件数は、8,365 件で前年度から 1,421 件増加した。
- ・ いじめ防止対策推進法に関する取組みは、他県と比べて進んでいる。
- ・ 神奈川県いじめ防止基本方針に関する取組み状況を事務局より説明。

(2) 諸機関・団体等によるいじめ対策の取組み

- ・ いじめのアンケートなどについて、今後学校としてどのようなことができるかといった考察を行い、資料としてまとめ学校に配布した。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」を基本的認識とふまえ、各学校における取組みの充実に向けて推進している。
- ・ いじめの事案に対する取組みとして、相談窓口の周知、校長への報告の徹底を行った。
- ・ いじめ防止への意識を育てるために、非行防止教室、事故防止教室、いのちの大切さを考える教室等において、「いじめ」に関する内容を必ず盛り込んでいる。
- ・ 弁護士が訪問し 10 校の学校で、いじめ予防授業を実施した。

(委員からの意見)

- ・ いじめをなくすという視点ではなく、いじめ問題を通じて、子どもをどう育てていくのか、子どもがどう成長し学んでいくのかという視点をもって取り組むことが大切である。

(3) 児童・生徒の取組みに係る事例報告

<児童・生徒の取組み紹介>

- ・児童・生徒のいじめ防止への自主的な取組みとして、「サイバー防犯ボランティア活動」「スクール・バディ活動」のビデオを放映

4 情報提供

- 「いじめ防止対策協議会（文部科学省が設置）による「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を事務局より説明。

(委員からの意見)

- ・いじめに関する解釈について、法律上のいじめと社会通念上のいじめとの差がありすぎて、いじめの捉え方が人により違う。いじめの定義を周知徹底することができるか疑問がある。
- ・いじめの被害者と加害者の生徒や保護者の間にいじめに対する認識の「ずれ」が生まれることがある。その「ずれ」をふまえて対応していかないと、解決までに長期化することがある。いじめに関する相互理解を図る方法を考えていかなければならない。
- ・いじめの定義が変わったことによって、教職員は、アンテナを高くし今まで見過ごしていたいじめをきちんと見つけ対応していこうとしている。そのことに大きな意味があった。

- 「東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題」について事務局から説明。

- 神奈川県弁護士会の会長声明について、神奈川県弁護士会から説明。

5 協議 「神奈川県におけるいじめ防止の取組みについて」

- ・テーマを「保護者や地域の方との連携について」とする。

(委員からの意見)

- ・保護者も子どもたちも代替わりする中で、PTA活動をどのように日常的に維持していくか、ポジティブで自覚的に維持していける体制をつくれるかが問題である。
- ・自分の学校だけで完結するのではなく、他校と手をつなぎ行事や活動を行うことを奨励している。
- ・学校でも、保護者や地域に対して、さまざまな場面でいじめを話題に取り上げるようにしている。
- ・「サイバー防犯ボランティア活動」は、中学生自身が、高校生からサイバーやいじめについての講習を受けて、自分たちが発信する必要性を感じ、小学校に広げていったという経緯がある。自分たちが何か発信していく側が変わっていく、他人事から自分事になっていく転換があったことで一方通行ではない取組みができた。

- ・なんでもいじめという言葉にしてしまうと問題が大きくなり、学校の先生は大変になる。いじめと捉えて対応することだけでなく、他の捉えで対応することも必要であると感じる。

○「保護者・地域向けいじめリーフレット」について事務局から説明。

- ・平成 25 年 3 月に神奈川県教育委員会が作成した保護者・地域に向けたいじめのリーフレットを今後改定していくことを考えている。
- ・学校が保護者や地域に、説明や一緒に考える際に参考になればと考えている。

○「いじめ防止に関する条例化」について

- ・前回までの経過の中で「当面は、県の基本方針に基づき、いじめ問題の施策・取組みを積極的に推進していく」とし、新たな課題が出るまで、特に条例化の必要性はないという現在の方向性について、国の基本方針の改定という動きも注視しながら、今後も引き続き「検討」とする。

7 その他

- ・今後の予定等